

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桑名市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.3%
全職員	52.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.0%
本庁課長相当職	94.7%
本庁課長補佐相当職	95.1%
本庁係長相当職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.4%
31～35年	94.6%
26～30年	93.0%
21～25年	88.8%
16～20年	87.6%
11～15年	83.7%
6～10年	89.3%
1～5年	90.8%

【説明欄】

- パートタイム会計年度任用職員、再任用短時間職員等は、正規職員より給与水準が低く、当該職員が含まれる「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に占める女性の割合が80%と高い。
- 「すべての職員」に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合」は男性が19.6%と低いのにに対し、女性は65.0%と高くなっている。
- 扶養手当、住居手当等については、被支給者の男女比が、男性の方が高いため、男女の給与の差異が生じる要因のひとつとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。